

公益財団法人 長崎県国際交流協会

ホームステイ・ホームビジット実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人長崎県国際交流協会（以下「協会」という）が、長崎県を訪れる外国人の日本理解を促進するため、日本の家庭生活を体験する機会を提供するとともに、受け入れ家庭には外国人と生活を共にすることによって視野を広げ、国際理解を深める機会を提供することを目的として行うホームステイ及びホームビジットに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱でホームステイとは、一定期間外国人をボランティアで家庭に受け入れ、家族とともに生活することにより相互理解を深めることをいう。

2 この要綱でホームビジットとは、宿泊を伴わない条件で外国人をボランティアで家庭に招いて交流を深めることをいう。

(幹 旋)

第3条 協会は、第8条（1）の利用対象者に対してホームステイ・ホームビジットを幹旋する。

2 幹旋するホームステイの期間は原則として1週間以内とする。

(費用の負担)

第4条 受け入れに伴う送迎交通費、家庭での食事、宿泊費など基本的な費用は、受け入れ家庭の負担とする。

2 見学、通信その他個人的費用は利用者の負担とする。

(受け入れ家庭の登録)

第5条 協会が行うホームステイ・ホームビジットの受け入れを希望する家庭は、所定の登録申込書により登録を行う。

2 原則として単身者でない20歳以上の成人で、長崎県内に住所を有していること。

3 家族全員がホームステイ・ホームビジットの趣旨に賛同し、人種や民族の違いで差別せず、どの国の人でも分け隔てなく受け入れ、交流ができる家庭とする。

(登録期間及び更新)

第6条 登録期間は、登録した年度から次の年度の3月末日までとする。

2 登録の継続を希望する家庭は、協会が行う更新の手続きをし、以後2年毎に更新されるものとする。

(登録の取り消し)

第7条 協会は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 登録家庭から登録辞退の申し入れがあった場合。

(2) 登録家庭が協会のホームステイ・ホームビジットの趣旨に反していると協会が判断した場合。

(利 用)

第8条 利用については、次のとおりとする。

(1) 利用対象者

ア 身元保証のできる受け入れ団体（自治体、公的機関、教育機関、民間の国際交流団体等）の紹介がある訪日・在日の外国人（留学生、研修生を含む）で、日本の文化、習慣、生活などに関心をもつ者。

イ その他、協会が適当であると認めた個人または団体。

(2) 利用の方法

ア 利用希望者の依頼によりホームステイ・ホームビジットの斡旋を受けようとする受け入れ団体等は、原則として利用希望日の2週間までに、ホームステイ・ホームビジットの利用申請書により協会に申し込むものとする。

イ 協会は、適当と認めた利用申し込みに対し、その都度登録家庭の了承を得た上で斡旋を行う。

(受け入れ報告)

第9条 ホームステイ・ホームビジットの受け入れを終了した家庭は、受け入れ報告書により、その受け入れ状況を協会に報告するものとする。

(責 務)

第10条 利用者及び受け入れ家庭は、受け入れ期間中の事故等について自らの責任で充分配慮しなければならない。

2 協会は、受け入れ家庭の家族（10歳以上）に対して、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入するものとする。

3 受け入れ家庭が受け入れ期間の活動中の事故で被った損害については、前項の保険から支払われる金額を補償の限度とする。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。